

教育子ども委員会
説明資料

令和8年3月13日

教育委員会

目 次

	頁
1 スクリーニングにおける実施手法の変更点について	・・・ 1
2 いじめの認知件数と解消率について	・・・ 2
3 いじめ発見のきっかけについて	・・・ 3
4 いじめの重大事態について	・・・ 4
5 小学校の不登校児童数別の校数について	・・・ 5
6 校内の教室以外の居場所の利用状況について	・・・ 6
7 なごやか中学校の運営支援ボランティアについて	・・・ 8
8 PTA活動活性化に向けた支援について	・・・ 9
9 分団登校を解消している学校の状況について	・・・ 10
10 児童生徒性暴力等の防止等に係る取組について	・・・ 12
11 小学校の学校給食費について	・・・ 14
12 指定都市における中学校給食について	・・・ 15
13 南区及び守山区の小学校統合における地域からの意見等について	・・・ 16
14 幼保小接続に関する主な取組について	・・・ 17
15 市立幼稚園における実践研究を踏まえた幼児教育の質の向上に関する主な取組について	・・・ 19
16 使用料改定について	・・・ 20

1 スクリーニングにおける実施手法の変更点について

区 分	7年度	8年度
支援検討の場	○校内チーム会議	○区役所ヒアリング
専門職の関わり	○学校福祉専門員 ○子ども応援委員会スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー	○子ども応援委員会スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー
児童生徒の状況や状態を把握するシート	○数値のみで表示	○簡潔な文言で表示

2 いじめの認知件数と解消率について

(1) 本市の状況

(単位：件、%)

区 分	認知件数	1,000人 当たりの認知 件数	解消率	解消に向けて 取組中だが3 ヶ月以上経過 している割合
5年度	9,384	54.3	63.7	18.7
6年度	13,151	76.5	62.9	20.6
7年度	14,298	83.2	48.7	—

(注1) 5年度及び6年度は、各年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における数値を掲げた。

(注2) 7年度は、令和7年12月末日現在の速報値を掲げた。

(2) 他都市比較

(単位：件、%)

区 分	認知件数	1,000人 当たりの認知 件数	解消率	解消に向けて 取組中だが3 ヶ月以上経過 している割合
名古屋市	13,151	76.5	62.9	20.6
横浜市	21,955	85.8	60.4	20.2
京都市	4,425	49.3	80.5	13.4
大阪市	25,061	153.5	87.5	2.1
神戸市	11,750	106.8	71.8	6.3

(注) 令和6年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における数値を掲げた。

3 いじめ発見のきっかけについて

(1) 本市の状況

(単位：件、%)

区 分	認知件数	教職員等による 発見	うち、スクール カウンセラーに よる発見	<参考> 教職員等への 相談 (全国)
5年度	9, 384	2, 686 (28. 6)	34 (0. 4)	684, 908 (93. 7)
6年度	13, 151	4, 101 (31. 2)	35 (0. 3)	725, 727 (94. 4)
7年度	14, 298	3, 770 (26. 4)	23 (0. 2)	—

(注1) 5年度及び6年度は、各年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における数値を掲げた。

(注2) 7年度は、令和7年12月末日現在の速報値を掲げた。

(注3) () 内は、いじめ認知件数に対する割合を掲げた。

(2) 他都市比較

(単位：件、%)

区 分	認知件数	教職員等による発見	うち、スクールカウンセラ ー等相談員による発見
名古屋市	13, 151	4, 101 (31. 2)	35 (0. 3)
横浜市	21, 955	5, 835 (26. 6)	40 (0. 2)
京都市	4, 425	2, 055 (46. 4)	4 (0. 1)
大阪市	25, 061	20, 882 (83. 3)	12 (0. 0)
神戸市	11, 750	5, 585 (47. 5)	20 (0. 2)

(注1) 令和6年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における数値を掲げた。

(注2) () 内は、いじめ認知件数に対する割合を掲げた。

4 いじめの重大事態について

(単位：件)

区 分	第1号	第2号	計
5年度	11	19	30
6年度	13	22	35
7年度	6	16	22

(注1) 第1号は、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」に該当するものを掲げた。

(注2) 第2号は、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」に該当するものを掲げた。

(注3) 各年度4月1日から2月末日までの数値を掲げた。

5. 小学校の不登校児童数別の校数について

(単位：校)

区 分	校 数
0人	5
1 ～ 10人	146
11 ～ 20人	89
21人以上	20
計	260

(注1) 令和6年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における数値を掲げた。

(注2) 分校を除く。

6 校内の教室以外の居場所の利用状況について

(1) 小学校

(単位：人)

区 分	人 数
不登校及び不登校傾向の児童	1 2 2
居場所を利用した児童	4 6
居場所のみを利用した児童	1 2
居場所と教室等を併用して利用した児童	3 4

(注1) 校内の教室以外の居場所づくり実施校の数値を掲げた。

(注2) 令和8年1月末日現在の数値を掲げた。

(2) 中学校

(単位：人)

区 分	6年度	7年度
不登校及び不登校傾向の生徒	2, 8 0 4	3, 7 0 8
居場所を利用した生徒	1, 1 4 6	1, 2 6 4
居場所のみを利用した生徒	5 1 3	5 1 6
居場所と教室等を併用して利用した生徒	6 3 3	7 4 8

(注1) 校内の教室以外の居場所づくり実施校の数値を掲げた。

(注2) 各年度1月末日現在の数値を掲げた。

7 なごやか中学校の運営支援ボランティアについて

(1) 概要

区 分		内 容
主な活動内容	授 業 前	<ul style="list-style-type: none"> ○特別教室で行う授業準備の支援 ○各種プリントや資料等へのルビ打ちの支援 ○学校内の移動等に支援を必要とする生徒に対する支援
	授業時間中	<ul style="list-style-type: none"> ○聞き返しをはじめ心身に係る支援が必要な生徒に対する支援 ○日本語による指導について理解が難しい生徒に対する支援 ○タブレット等の電子機器の操作入力時の生徒に対する支援 ○工作工具や実験器具等を利用する際の生徒に対する支援
	休 憩 時 間	<ul style="list-style-type: none"> ○給食時の配膳及び片付け等の支援
	授 業 後	<ul style="list-style-type: none"> ○特別教室で行う授業の後片付けの支援
人 数		34人
主な募集条件		週1日以上、午後4時30分から午後9時までの間で1時間以上の支援活動ができる方

(注) 「人数」は、令和8年2月末日現在の数値を掲げた。

(2) 運営支援ボランティアからの主な意見

- 中学校の各教科の学習は、日本語能力がないと理解が進まないため、支援に多くの時間を要している。
- 生徒一人一人の学習進度が異なるため、進度に応じた支援に難しさを感じている。

8 P T A活動活性化に向けた支援について

(1) 令和7年度

区 分	内 容
P T Aの実態調査の実施	○P T A活動活性化の基礎資料を作成するため、名古屋市立幼稚園、小・中学校、高等学校の保護者を対象に実態調査を実施
教員へのP T Aの理解促進に向けた研修	○教頭が学校とP T Aをつなぐ役割を再確認し、連携を進めていくための基本的な考え方を身に付けることができるようにするため、P T Aの基礎知識や意義、連携する際のポイントなどについて学ぶ研修を実施

(2) 令和8年度

区 分	内 容
「子どもの成長を身近に感じることができる活動」調査研究事業の実施	○子どもの成長を身近に感じることができる活動をより効果的に推進するため、その具体的な手法や運営上の工夫についての調査研究を実施
「デジタルツール活用実践講座」の開催	○P T A活動の効率化・負担軽減を図るため、P T A運営に役立つデジタルツールの活用方法を学べる講座を開催
「P T A活動・運営実践講座」の開催	○P T Aが無理なく、継続的に活動できる体制づくりを支援するため、実践的な講座を開催
アドバイザーによる相談対応	○P T A運営の効率化及びP T A活動の参画環境の改善につなげるため、各P T Aからの相談に対応するアドバイザーを派遣
教員へのP T Aの理解促進に向けた研修	○教頭が学校とP T Aをつなぐ役割を再確認し、連携を進めていくための基本的な考え方を身に付けることができるようにするため、P T Aの基礎知識や意義、連携する際のポイントなどについて学ぶ研修を実施

9 分団登校を解消している学校の状況について

区 分	内 容
A校	<p>○解消の主な背景と理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童数の減少による班編成の困難 ・遠回りして集合場所に集まらなければならない状況の発生 ・低学年の児童でも自分の力で登校できる力を身に付けさせたいと考え、分団登校を解消 <p>○解消に向けた主な手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決められた時間内に通学路を通過するなど登校ルールを設定 ・地域や関係機関へ見守り活動の協力を要請 ・分団登校解消に向けた保護者向け説明動画を配信 <p>○安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが登下校の安全を振り返る交通安全会議を各学期に1回開催 <p>○解消後の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点では、特段問題の認識なし
B校	<p>○解消の主な背景と理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の分団で児童間のトラブルが保護者間に発展する事案の発生 ・集団で登校することに不安を感じる児童が増加したことから、自身で安全に登校できる力を身に付けさせたいと考え、分団登校を解消 <p>○解消に向けた主な手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年間に渡る定期的な試行登校と保護者アンケートの実施 <p>○安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新1年生が安心して登校できるよう、4月は分団登校を実施 <p>○解消後の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点では、特段問題の認識なし

区 分	内 容
C校	<p>○解消の主な背景と理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の分団で児童間のトラブルが保護者間に発展する事案の発生 ・集団で登校することに不安を感じる児童の増加 ・集団登校時に自身で安全確認しないことによる危険な事案が数件発生したことから、一人一人が自分の目で安全を確認し登校できる力を身に付ける必要があると考え、分団登校を解消 <p>○解消に向けた主な手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試行登校と保護者アンケートの実施 ・地域や関係機関へ見守り活動の協力を要請 <p>○安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「安全マップ作り」を通して、児童一人一人による危険個所の確認を徹底 <p>○解消後の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点では、特段問題の認識なし
D校	<p>○解消の主な背景と理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集合時間や登校中に、班長である高学年児童の指示が通らず、危険な事案が発生 ・安全確保を任される班長の負担軽減を求める声の増加 ・子どもたちが自律的に安全確認をして登校できる力を身に付ける必要があると考え、分団登校を解消 <p>○解消に向けた主な手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年間に渡る定期的な試行登校と保護者アンケートの実施 <p>○安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新1年生が安心して登校できるよう、ゴールデンウィーク明けまで分団登校を実施 <p>○解消後の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点では、特段問題の認識なし

10 児童生徒性暴力等の防止等に係る取組について

区 分	内 容
<p>教職員の意識向上とルールの整備</p>	<p>(1) 継続的な意識向上とセルフチェック</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教職員研修の充実 ○自己分析チェックシートの活用 ○教職員相談の実施 ○管理職の定期面談による意識啓発 ○会計年度任用職員等への意識啓発 <p>(2) 児童等と関わる場面のルールの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○私用端末、写真撮影、データ管理等運用ルールの整備 ○児童等と接する際に注意すべき行為の周知 ○厳正な処分等の明示
<p>教員採用プロセスにおける適格性の確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○大学生（教員志願者）への事前周知 ○教員採用試験手続における確認 ○教員採用予定者への意識啓発 ○教育実習生、教職インターンシップ生への意識啓発
<p>施設環境の整備</p>	<p>(1) 学校施設の安全点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校園における定期施設点検の標準化 ○抜き打ちによる施設点検 ○保護者等との連携による施設点検 ○隠しカメラ探査機器の活用 <p>(2) 防犯カメラの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○設置を検討する際の留意事項の整理 ○学校園での検討

区 分	内 容
<p>早期発見・早期対応のための体制の整備</p>	<p>(1) 児童等・保護者への意識啓発と相談・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生命（いのち）の安全教育の充実 ○相談窓口の周知 ○カウンセリングの充実 ○児童等の日常の観察、定期的な面談・アンケートの実施 ○SNS報告相談アプリの活用 <p>(2) 迅速な組織対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通報先の周知 ○内部公益通報制度の周知 ○事案発生時の初動対応マニュアルの整備
<p>保護者・地域等との連携</p>	<p>○NCS（なごやコミュニティ・スクール）会議での保護者・地域等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保護者等との連携 ○警察との連携

1 1 小学校の学校給食費について

(1) 児童一人当たりの学校給食費

(単位：円)

区 分	7年度	8年度	差 引
保護者負担	4, 400	—	△4, 400
公費負担	920	5, 660	4, 740
国庫支出金	920	—	△920
県支出金	—	5, 200	5, 200
一般財源	—	460	460
計	5, 320	5, 660	340

(注) 学校給食費は月額を掲げた。

(2) 学校給食費の総額

(単位：千円)

区 分	7年度	8年度	差 引
保護者負担	5, 351, 739	—	△5, 351, 739
公費負担	1, 119, 000	6, 581, 318	5, 462, 318
国庫支出金	1, 119, 000	—	△1, 119, 000
県支出金	—	6, 046, 440	6, 046, 440
一般財源	—	534, 878	534, 878
計	6, 470, 739	6, 581, 318	110, 579

(注) 年間喫食数の推計により算出した数値を掲げた。

1 2 指定都市における中学校給食について

(単位：校)

区 分	実施方式	調理方式			
		自校調理	親子調理	給 食 センター	民 間 調 理 場
札幌市	全員制	52	42	—	—
仙台市	全員制	12	1	51	—
さいたま市	全員制	58	—	—	—
千葉市	全員制	—	—	53	—
川崎市	全員制	4	—	48	—
横浜市	選択制	—	—	—	143
相模原市	全員制、選択制	—	—	4	30
新潟市	全員制	8	1	25	22
静岡市	全員制	2	—	40	—
浜松市	全員制	34	2	12	—
京都市	選択制	—	—	—	61
大阪市	全員制	27	99	—	—
堺市	全員制	—	—	43	—
神戸市	全員制	—	4	46	30
岡山市	全員制	22	1	12	—
広島市	全員制	5	11	24	23
北九州市	全員制	—	62	—	—
福岡市	全員制	5	—	65	—
熊本市	全員制	1	3	38	—
名古屋市	全員制、選択制	3	—	—	109

(注) 令和8年1月末日現在の内容を掲げた。

1 3 南区及び守山区の小学校統合における地域からの意見等について

(1) 柴田小学校・千鳥小学校・白水小学校の統合

地域からの意見	市の回答
子どもたちの集う学校であるが、避難所や地域の重要なコミュニティの拠点でもある。	これまでの学校跡地は、いずれも指定避難所としての機能を維持して活用している。また、民間企業と賃貸借契約を行う際には、地域団体が主催する諸行事での利用時は無償で使用させることといった条件を付している。
避難所や地域コミュニティに関する要望も考えながら、最終的に跡地の活用方法を決めてもらうことになるのか。	跡地の活用方法は、さまざまな場を通じて、地域の方のご意見も伺って検討を進めていきたい。

(注) 地域説明会、意見交換会において寄せられた意見のうち、跡地活用及び地域活動に関するものを掲げた。

(2) 本地丘小学校・森孝東小学校・森孝西小学校の統合及び森孝中学校との併設

地域からの意見	市の回答
小学校の学区が広がったら、これまでのような地域コミュニティでの活動は困難になる。	これまでの事例では、学区活動は従前と同じ学区単位で活動をしていただいている。
小さな学区で子どもの顔が見える関係があるからこそ、子どもを見守ることができる。	これまでも地域活動で子どもたちと繋がりをもっているのは大変ありがたい。統合しても子どもたちは毎日、学区を通学していくので、引き続き見守っていただけるとありがたい。

(注) 地域説明会、意見交換会において寄せられた意見のうち、跡地活用及び地域活動に関するものを掲げた。

1 4 幼保小接続に関する主な取組について

(1) これまでの取組

区 分	内 容
指導資料等	<ul style="list-style-type: none"> ○市立幼稚園の実践事例を用いた「幼保小接続リーフレット」及び「指導資料」を作成 ○小学校が活用する「名古屋市教育課程」に「幼保小接続章」を追加 ○幼保小接続セミナーにおいて、市立幼稚園と小学校との交流活動の実践報告を行い、令和7年度中に実践資料集を作成
研 修	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児教育講座の開催 幼児教育・保育施設の教職員を対象として、オンデマンドによる協議主題の解説及び対面による全体会を実施 ○幼保小接続研修会の開催 幼児教育・保育施設及び小学校の教職員を対象として、講演及びグループ対話を実施 ○派遣型研修会の開催 幼児教育・保育施設の教職員を対象として、実施園がテーマを設定して実施（幼保小接続がテーマの場合は近隣の小学校教員も参加）
公開保育	<ul style="list-style-type: none"> ○ナゴヤ・スクール・イノベーション事業において、市立学校園を対象に公開保育を実施
幼保小接続担当の新設	<ul style="list-style-type: none"> ○令和7年度に小学校の校務分掌に「幼保小接続担当」を新設し、担当者を明確化

(2) 8年度の取組

区 分	内 容
幼保小接続 検討委員会 (仮称)の 新設	○幼児教育・保育施設及び小学校の関係団体代表者や学識経験者による、幼保小接続推進の方向性に関する継続的な議論を行う場として設置
架け橋期の カリキュラ ムの作成	○各学校園が架け橋期のカリキュラムを作成する際の参考となる、名古屋市版「架け橋期のカリキュラム」を作成し、各学校園に共有
研 修	○幼保小接続研修会の開催 幼児教育・保育施設及び小学校の教職員を対象として、幼保小接続に関する講演及びグループ対話を実施 ○派遣型研修会の開催 幼児教育・保育施設の教職員を対象として、実施園がテーマを設定して実施（幼保小接続がテーマの場合は近隣の小学校教員も参加可能、小学校も会場とする予定） ○研修動画の作成・配信 管理職向け、幼保小接続担当向け、担任・教職員向けの研修動画を作成し、オンデマンド型研修を実施

15 市立幼稚園における実践研究を踏まえた幼児教育の質の向上に関する主な取組について

区 分	内 容
指導資料等作成への協力	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児教育・保育施設が全体的な計画・指導計画を作成する際の参考となる「名古屋市教育・保育に関する全体的な計画・指導計画（参考）」を作成 ○子どもの主体性や豊かな体験などを引き出すための「環境の構成アイデア・ポイント集」などの指導資料等を作成 ○幼稚園教育実践をわかりやすく伝え、幼児期の学びを小学校以降の学びへつなげるための研修用動画を作成
学びの場	<ul style="list-style-type: none"> ○公開保育（幼児教育・保育施設及び小学校教職員） ○派遣型研修会（幼児教育・保育施設及び小学校教職員） ○省庁職員による視察（文部科学省、こども家庭庁） ○海外からの視察（スウェーデン、メキシコ、大韓民国等）
講師派遣	<ul style="list-style-type: none"> ○名古屋市幼児教育研究協議会研修会（幼児教育・保育施設教職員） ○各区保育協会園長会研修会（保育所園長） ○名古屋市生活科・総合的な学習研究会（小学校教員） ○名古屋市立小学校現職教育（小学校教員） ○名古屋市立西陵高等学校保育科授業（高校生） ○愛知淑徳大学特別授業（大学生） ○名古屋市立大学連携講座研究会（大学生）
研究発表	<ul style="list-style-type: none"> ○全国幼児教育研究協会研究大会 ○東海北陸地区国公立幼稚園・子ども園長会研究大会 ○日本保育学会中部地区研究集会
執筆活動	<ul style="list-style-type: none"> ○文部科学省編集資料 実践事例 ○全国国公立幼稚園・こども園長会機関誌 実践事例 ○幼児教育専門誌 指導計画 ○保育学講義テキスト 実践事例 ○公益財団法人 保育実践論文 ○造形専門誌 造形に関する実践事例

16 使用料改定について

(単位：円)

区分	主な改定内容				
	施設等	使用区分等	現 行 A	改定後 B	改定率 B/A
博物館	常設展 観覧料	一般	300	500	1.67
		大学生又は高校生	200	300	1.50
	展示室 使用料	第1展示室		20,100	
	ギャラリー	区画しない場合	64,300	86,000	1.34
	駐車場	1台につき	300	600	2.00
美術館	常設展 観覧料	一般	300	450	1.50
		大学生又は高校生	200	300	1.50
蓬左文庫	観覧料	一般	400	600	1.50
		大学生又は高校生	300	400	1.33
		中学生又は小学生	200	無料	
志段味古墳群 歴史の里	利用料金	個人	200	300	1.50
科学館	展示室と プラネタ リウム	一般	800	1,000	1.25
		大学生又は高校生	500	600	1.20
図書館	駐車場	1台につき	300	500	1.67
女性会館	大会議室	午前/午後	800	1,000	1.25
		夜間	1,000	1,200	1.20
	ホール	午前/午後	8,000	9,600	1.20
		夜間	10,000	12,000	1.20
	駐車場	1台につき	300	1,000	3.33

(注1) 博物館はリニューアル改修に伴い改定を実施する。

(注2) 図書館は全21館のうち、有料駐車場である16館の数値を掲げた。

(単位：円)

区 分	主な改定内容				
	施設等	使用区分等	現 行 A	改定後 B	改定率 B/A
生涯学習センター	集会室	午前/午後	1,200	1,500	1.25
		夜間	1,500	1,800	1.20
	体育室	午前/午後	2,400	2,900	1.21
		夜間	3,000	3,600	1.20
	駐車場	中川	300	400	1.33
		千種、西、瑞穂、 熱田、港、守山		500	1.67
		中村、昭和、南、 名東		600	2.00
		北、緑、天白		700	2.33
		中		800	2.67
		東		1,100	3.67
野外教育センター	宿泊室	1人1泊	500	1,000	2.00
	会議室	1時間	500	750	1.50
		午前/午後/夜間	1,500	2,250	1.50
		1日	4,000	6,000	1.50
	体育室	午前/午後/夜間	3,600	4,200	1.17
教育センター	講堂	午前/夜間	35,000	52,500	1.50
		午後	40,000	60,000	1.50
		午前・午後/午後・ 夜間	75,000	112,500	1.50
		1日	110,000	165,000	1.50
	研修室	午前	1,600	2,400	1.50
		午後	1,800	2,700	1.50
		午前・午後	3,400	5,100	1.50

